

清水洞の上自然を守る会規約

(名 称)

第1条 この団体の名称は、「清水洞の上自然を守る会」（以下「守る会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 守る会は、定められた区域内の斜面林と湿地帯からなる豊かな自然環境が残された貴重な清水洞の上地区の資源を、将来に亘り良好な環境で保全すると共に地域の福祉向上に寄与することを目的とする。

(活 動)

第3条 守る会は第2条の目的を達成するため次に掲げる活動を行なう。

- (1) 除草及び枝打ちなどの環境整備
- (2) 施設の管理およびパトロール
- (3) 観察会やイベント等の企画、運営
- (4) その他第2条に掲げる目的を達成する事業

(組 織)

第4条 自然を守る会は、守る会の目的に賛同する個人及び企業・団体からの会員によって組織する。

(役 員)

第5条 守る会に次の役員をおく。

- (1) 顧 問 若干名
- (2) 会 長 1名
- (3) 副 会 長 2名
- (4) 幹 事 長 1名
- (5) 幹 事 10名以内
- (6) 理 事 15名以内
- (7) 事務局 1名
- (8) 会 計 1名
- (9) 監 事 2名

2 すべての役員は総会において選出するものとする。ただし、役員を選考については、理事会において選考委員が推薦できるものとする。なお、副会長については、五台地区自治会連合会より選出する。

3 顧問は、守る会の運営に対して助言を行う。

4 会長は守る会を代表し、守る会を統括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、会長の職務を代行する。

6 幹事長、幹事は、第3条に掲げる活動を企画し推進する。

- 7 理事は、重要な会務を処理する。
- 8 事務局は、守る会の事務を行なう。
- 9 会計は、守る会の会計を行なう。
- 10 監事は、守る会の会計事務全般の監査を行なう。
- 11 選考委員は、幹事をもってあてる。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

ただし、任期満了の前に辞任した場合における後任者は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第7条 総会は、年1回通常総会を会長が招集し、議長になる。また、必要に応じ臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議事については、出席者の過半数の賛成をもって承認する。
- 3 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 規約の改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事。
 - (4) 役員等の選出に関する事。
 - (5) その他特に必要な事項に関する事。

(幹事会)

第8条 幹事会は、会長、副会長、幹事をもって組織し、必要に応じて会長が招集し議長にあたる。

- 2 幹事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業の企画立案に関する事。
 - (2) 守る会の運営に関する事。
 - (3) 総会に関する事。
 - (4) その他特に必要な事項に関する事。

(理事会)

第9条 理事会は、全役員をもって組織し、必要に応じて会長が招集し議長にあたる。

- 2 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に関する事。
 - (2) その他特に必要な事項に関する事。

(経費)

第10条 守る会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第11条 年会費は、個人は1口1,000円。企業・団体は、1口3,000

円とする。

2 企業・団体における特別な申し出については、口数に係りなく収受する。

(会計年度)

第12条 守る会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(事務所の所在地)

第13条 守る会の事務所は会長宅に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、守る会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則 この規約は平成20年 6月17日より施行する。

平成21年 5月17日より施行する。

平成22年 5月23日より施行する。

平成24年 5月27日より施行する。

平成25年 5月26日より施行する。

平成26年 5月25日より施行する。

平成27年 5月24日より施行する。

令和 5年 5月28日より施行する。